

災害時における治山林道施設の応急復旧に係る初動活動等への申し合わせ

滋賀県甲賀森林整備事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県建設業協会甲賀支部長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲の所管する治山林道施設の応急復旧に係る初動活動を行うために必要な協力に関し、次のとおり申し合わせを締結する。

（要請）

第1条 甲は所管する治山林道施設に対し、次に掲げる要件を満たし、かつ第3条に定める協力が必要であると判断したときは、乙に必要な協力を要請することができる。

- （1） 第3条第1号および第2号で規定する協力については、管内の治山林道施設に被害が確認され緊急に復旧を要するとき。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条規定に基づき次条に掲げる協力の要請があったときは、その趣旨に従い乙に所属する協会員（以下「協会員」という。）は可能な限り甲に協力するものとする。

2 次条第1号および第2号に掲げる応援協力については、滋賀県と一般社団法人滋賀県建設業協会が締結している「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書(平成8年3月29日締結)」第1条の規定に基づく要請がなされた場合は、これによるものとする。

3 前2項の協力を行うにあたり、被害が大規模であるなど乙の協会員のみでの対応が困難な場合、乙は一般社団法人滋賀県建設業協会の本部を通じて、他の支部への応援協力依頼ができるものとする。

（応援協力の内容）

第3条 第1条の規定に基づく応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。なお様式-1により要請することとし、協会員の選定は様式-2により行うものとする。

- （1） 応急復旧工事を実施できる協会員の選定
- （2） 応急復旧工事の実施

（経費の負担）

第4条 前条第1号に基づき行う前条第2号の応急復旧工事は、工事請負契約等を締結して行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 第1条による要請に係る事項の伝達のため連絡責任者として、甲においては治山林道係長を、乙においては乙の指名する者をそれぞれ指定するものとする。

（有効期限）

第6条 この申し合わせの有効期限は、締結の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって申し合わせ終了の意思表示をしない限り、本申し合わせは、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、

以降もまた同様とする。

(その他)

第7条 この申し合わせに定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この申し合わせの成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和7年5月22日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口 6200

甲賀森林整備事務所長

所 長 川戸 健司



乙 滋賀県甲賀市水口町本町三丁目 2429-2

滋賀県建設業協会甲賀支部

支部長 山元 正史

